

この一年間ありがとうございました。明年も良き年になりますように。

今月の税務

法人
地方税 : 10月決算法人の確定申告と納税
: 固定資産税と都市計画税の第3期分の納付

決算は、こんなことをしています。

今年は、『決算なので、帳簿を点検して、決算をしてください。』との新規のご依頼が多かったのですが、正しい記帳や決算をするためにどんなことをしているのか、お知らせいたします。

(1)～(2)は、新規ご依頼の場合です。

(1) 前期2～3期分の申告書を確認します。

①消費税は、非課税事業者か課税事業者か、課税事業者なら簡易課税か一般課税かどうか。

②勘定科目内訳書・固定資産台帳から、資産・負債の状況を確認します。

③その会社の内容や業績の推移などを読み取るようにします。

(2) 疑問な事があれば、前期の会計データまたは帳簿を確認します。

(3) 今期の会計データ及び資料から、帳簿の点検、決算入力作業にはいります。

記帳や申告に必要な資料が不足している場合は、ご依頼します。

(4) 摘要欄に、相手先名称、内容が記帳されているかどうか、確認して整備します。(新規の場合)

(5) 決算で、一番大切な事は、残高照合(確認)の作業です。現金・預金・売掛金・買掛金・貸付金・借入金仮払金・在庫・仕掛品(工事)・未収入金・未払金、その他、資産・負債科目の相手先・住所及び残高確認をすることにより、当期に計上すべき収益・費用の計上もれを防止することができます。

(6) 本来、資産計上すべきものが、損金処理されていないかを点検します。

(7) 課税事業者の場合、消費税の入力が正しくされているかどうか点検します。

(8) 税金の未納がないかどうか、確認します。

(9) 固定資産台帳を作成して、当期の減価償却可能額を計算します。

(10) 株主の変更、その他の特別な事があったかどうかを確認します。

(11) 勘定科目内訳書の作成で、再度、残高確認をします。当期の損益や、決算のご要望や疑問点をお聞きして、翌期以降の経営(申告)も考慮にいれながら、決算内容の打合せをします。法人税や消費税の納税予定額(概算ですが)を計算して、お知らせします。税理士に申告を依頼します。申告内容の確認も兼ねて、決算確定までの資料として、税理士に依頼した内容をお知らせします。

(12) 確定申告終了後は、帳簿の印刷をして、お預かりした資料をお返しします。

最後まで、お読みいただきありがとうございました。今後とも、正しい申告ができるよう研鑽してまいりますので、よろしく願いいたします。

確定申告をする必要がある方

所得税の確定申告は、(1) 納税額がある場合、(2) 還付を受ける場合、(3) 翌年以後に純損失等の繰越控除を受けたい場合(確定損失申告)に行います。(2) 及び(3)については、納税者の任意となっています。

(1) 確定申告をする必要がある方(納税額がある場合)

- ① 事業所得や不動産所得などがある方
- ② 給与所得者のうち確定申告する必要がある方
 - * 給与の収入が、2,000万円を超える方
 - * 1ヶ所から給与を受けていて、給与所得や退職所得以外の所得が20万円を超える方
 - * 2ヶ所以上から給与を受けている方
 - * 年の途中で退職したため年末調整を受けていない方
 - * 同族会社の役員などで、その同族会社から給与の他に、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払を受けた方
 - * 災害減免法によって源泉徴収の猶予などを受けた方
 - * 在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方などで、給与の支払いを受けるときに所得税を源泉徴収されないこととなっている方
- ③ 公的年金等の雑所得がある方
- ④ 退職所得がある方(一般的には必要ありませんが、必要な場合があります。)

(2) 確定申告をすれば還付を受けられる場合

(還付申告をしなければ、還付をうけることはできません。)

- * 給与所得者で、雑損控除や医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除、政党等寄付金特別控除などを受けることができる方
- * 平成20年の途中で退職した後、就職しなかった方
- * 予定納税の額が申告納税額よりも多い方

(3) 確定損失申告をすることができる場合

純損失や雑損失があって、翌年以降繰越控除を受けるため、又は、その年分の純損失の金額について純損失の繰戻しによる還付を受ける場合等には、確定損失申告をする必要があります。

(損益通算)

不動産所得や事業所得、譲渡所得の金額の赤字は、他の所得から控除します。このことを損益通算といいます。赤字を差し引くには、差し引く所得に順番があります。

居住用財産については、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の通算、特定居住用財産の譲渡損失の通算があります。

(繰越控除)

損益通算してもなお控除しきれない赤字がある場合、所定の確定申告書を提出すれば、赤字の年度の翌年から3年間にわたって繰越控除できます。

繰越控除には、純損失の繰越控除(一般の場合と青色申告の場合)、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除、雑損失の繰越控除があります。